

回覧資料のお願い ver.1

諏訪通り商店街振興組合 5月 お知らせ他 回覧願います

回覧順は下記の通りでございます ↓ 確認サインまたは押印のあとつぎの店舗へお願いします。

※定例会の場所の変更があります。柴崎中央公園横

回覧板の見直しを行います。新年度から公式 LINE アカウントでも見れます。

総会:6月5日(火)18:30から 良銀

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

記

- 1班 ①良銀 → ②きらら → ③イーストエンド → ④堤屋 → ⑤ジョイフルプラザ →
⑥丸山リーガル司法書士・行政書士事務所 → ⑦美容室かぐや姫
- 2班 ①菊川園 → ②イシカワ → ④パティスリージンケ → ④居酒屋一休 →
⑤たから → ⑥美容室ジルバ → ⑦(有)中村産業
- 3班 ①山城 → ②セルフフィッシュ → ③しまもと(新規店) ④ビーリセット → ⑤ハクジュプラザ → ⑥おおぬき →
⑦オリジン弁当 → ⑧ファイテン立川南口店 → ⑨ヘーグル逸見研究所
- 4班 ① Bonga's Curry&Dining → ②カトー → ③ I L CHIANTI → ④桜亭(新規店) →
⑤ブルノワキッチン(新規店) → ⑥たにざわ歯科 → ⑦ひまわり → ⑧大丸商事 →
⑨8o(エイトオー) → ⑩南武堂 → ⑪加藤泉税理士事務所
- 5班 ①富士ランドリー → ②伊藤商店 → ③自立生活センター → ④米村事務所 ⑤セブンイレブン諏訪通り店 →
⑥アシツク整体院(新規店) → ⑦ビヨンドインターナショナル立川 → ⑧正盛堂 → ⑨大洋家具店 →
⑩榊原電機 → ⑪福来軒

※必要な資料に関してはコピーの上ご使用下さい。※回覧板最後の店舗様は柴崎町 2-3-18 条川第一ビル1階
大丸組ポストまで返却お願い致します。

回覧資料のお願い ver.2

諏訪通り商店街振興組合 5月 お知らせ他 回覧願います

回覧順は下記の通りでございます ↓ 確認サインまたは押印のあとつぎの店舗へお願いします。

※定例会の場所の変更があります。柴崎中央公園横

回覧板の見直しを行います。新年度から公式 LINE アカウントでも見れます。

総会:6月5日(火)18:30から 良銀

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

記

6班 ①喫茶ラルゴ → ②ZEST → ③トヨタレンタリース → ④鳥一 → ⑤おやひなや →
⑥庄や → ⑦Bar キルン

7班 ①MOTHERS・カンテラ → ②アトリオ・インカメラ → ③Café Sov → ④城南予備校 →
⑤ワシントンホテル(カフェ・ド・パリ) → ⑥シーボン立川店 → ⑦Trippers〜トリッパーズ →
⑧大沼法律事務所(新規店) → ⑨パロック → ⑩せせらぎ法律事務所

8班 ①トークスペース → ②MyTaBreW → ③家庭料理みちよ → ④大丸堂(大丸組) →
⑤浜中石材店 → ⑥すがの歯科 → ⑦小沢屋 → ⑧セブンイレブン → ⑨アニメイト

9班 ①よってけし → ②我楽多家 → ③ 林整骨院 → ④アミカル → ⑤喰わせ屋みつてる →
⑥カオマンガイ → ⑦肉バル洋食酒場 goat → ⑧Bar タンカルム

※必要な資料に関してはコピーの上ご使用下さい。※回覧板最後の店舗様は柴崎町 2-3-18 条川第一ビル1階

大丸組ポストまで返却願います。

令和7年5月12日

会員各位

諏訪通り商店街振興組合

理事長 条川 敏男

第63回通常総会招集通知書

このたび、下記により通常総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今回の通常総会も、新型コロナウイルス感染予防対策のため書面会議をもって開催したいので、ご同意いただけるのであれば、下記議案につきまして、書面または代理人（委任状）をもって議決権を行使いただきますようご協力をお願いいたします。

つきましては、同封の委任状用紙または書面議決書に必要事項をご記入ご捺印の上、5月31日金曜日までに到着するようご提出ください。

記

1. 開催日時 令和7年6月5日木曜日 18時半より（総会 18時半・懇親会 19時）

2. 開催場所 天婦羅 良銀

3. 議 案

第 1号議案 令和6年度（第62期）事業報告承認の件

第 2号議案 令和6年度度（第62期）収支決算報告承認の件 （監査報告）

第 3号議案 令和7年度（第63期）事業計画（案）承認の件

第 4号議案 令和7年度（第63期）収支予算（案）

第 5号議案 承認の件街路灯撤去（旧柴崎中央通分20本・撤去後10本市役所設置予定）承認の件

第 6号議案 街路灯整備特別会計（案）承認の件（借入金より支出・完了後東京都立川市より全額補助）

第 7号議案 街路灯撤去業者選定特別委員会設置（理事長・副理事長にて構成） 承認の件

第 8号議案 支出予算の科目流用の件

第 9号議案 手数料等・借入金残高最高限度額（原案：2000万円）決定の件

第 10号議案 役員報酬決定の件（原案：無報酬とする）

第 11号議案 その他理事会において必要と認めた件

以上

* 会員店舗の皆さんの懇親会会費は 3,000円 です。

※不明な点は下記にお問い合わせください。

理事長 条川 敏男 (090-4093-6626)

副理事長 高島 優 (090-2768-3919)

令和7年 月 日

諏訪通り商店街振興組合 御中

商店名 _____

代表者名 _____ (印)

第63回通常総会

書面議決書

第63回通常総会について、書面をもって議決権を行使します。

(※各議案事項について「賛成」「反対」のどちらかに○を付けて下さい)

1) 第一号～第二号議案について (決算関連)

(原案に) 賛成 ・ 反対

2) 第三号～第四号議案について (予算関連)

(原案に) 賛成 ・ 反対

3) 第五号議案～第七号及び九号議案について (街路灯関連)

(原案に) 賛成 ・ 反対

4) 第八号及び第十号～第十一号議案について (その他)

(原案に) 賛成 ・ 反対

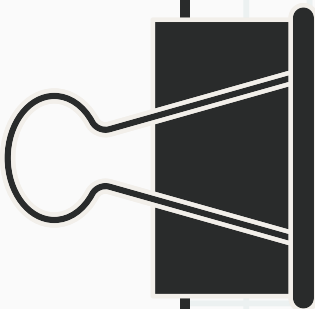
【意見】(※ご意見がありましたらお書きください。)

委任状

私は _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

1、令和7年6月5日開催の第63回通常総会 (延期または続行を含む) に出席し、議決権を行使する一切の件。

FAX 宛先 042-528-0211



諏訪通り商店街振興組合

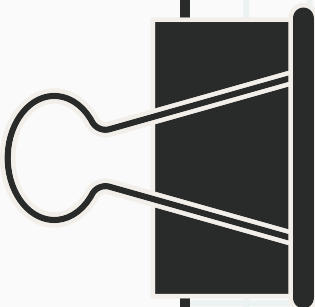
令和6年 取り組み事業

商店街改善提案

2024年10月28日

理事長兼事務局 桑川敏男

立川市商店街連合会ITアドバイザー 萬田高成



提案①

商店街路灯について

商店街路灯の完全撤去、若しくは立川市への移管 それに伴う電気代の削減による会費の値下げの提案

現在の状況：耐久年数40年経過

耐久年数を超えた場合に事故が起こると商店会の責任になる可能性が今後発生する新規に建て替えるか？撤去するのかを商店会会員としてご意見頂きたい。令和7年の総会にて決定したい。

照度の問題（明るさの問題）

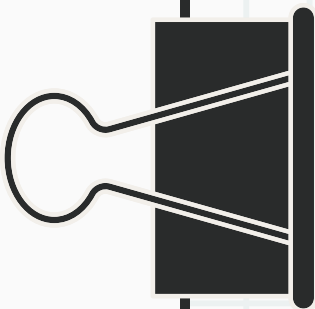
撤去の場合、現在調査している柴崎中央公園前の街路灯20本は半分の10本になるとのことです。精度は上がっている物の暗くなるのではという懸念事項がある。

今後の担い手問題

街路灯の維持を行っても良いが将来的に誰が残り40年間管理責任者を担って頂けるのか？良く考えて頂きたい。役員会議に人が現在集まらない状況下で未来の議論は難しいと考えている。

電気代、修繕費からの解放

撤去をすることが出来れば会費を値下げ出来る。管理運営費が掛からなくなる。新設なのか？撤去なのか？皆様のご意見を頂きたいと思いますので何卒宜しくお願い致します。



提案

デジタル化の推進

会費の現金取り扱いの廃止、また回覧板の電子化 スマホに対応した商店街運営を目指すための提案

会費の支払い方法の変更について

コロナ禍で自動引き落としの手続きをおこなったがここで契約が切れる。そのタイミングで今回デジタル対応の提案を行ってコンビニ払いや電子マネーでの対応に切り替えたいと思っている。

回覧板について

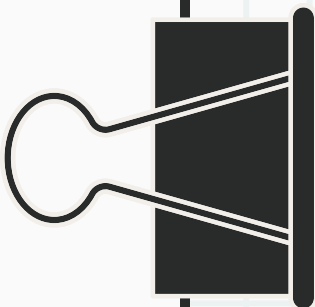
回覧板に関してもデジタル化を図りたい。会員の方が思っている以上の資料が事務局には届いている。その度に精査配布作業がかなりの負担になっている。紙の大切さも併用しながら切り替えたい

LINEの開設について

商店会として費用は掛かるが公式LINEアカウントの取得を検討若しくは無料での運用。どちらにしても運用していくことによる事務の効率化を図りたい。また情報伝達を進ませたい。

スマホの使い方、説明に関して

運用に関しては1年間を目途にITアドバイザーにも協力してもらい説明を行っていく。対応出来ない方がいるかもしれないが根気よく説明をしたいと思う。デジタル化への移行への協力をお願いしたい



提案③

柴崎中央公園整備

柴崎中央公園に関して時間制限での開場になっている。
土日祝日だけでも平日同様に開放出来ないかの提案をしたい

過去の歴史について

公園が出来た当初、浮浪者のたまり場になってしまったことによる地域住民とのトラブルにより今の状態になっている。時代が変わりそろそろ駅前の商店会振興の部分でも提案を行いたい。

公園の整備について

公園が出来てから40年以上が経過しようとしている。その中で一度もリニューアルをしていない。商店会としてイベントを行っていた時代もあった。整備の提案だけは行いたい。

商店街イベントの見直し

今後の補助金を使用した商店街イベントに関しては令和7年から考え直そうと思っている。まずは整備事業とシステムを構築してから会員の提案を待ちたいと思う。

会員の増強を図る 全店舗勧誘

コロナ過で止まっていた勧誘に関して再度再開したいと思う。お声掛けだけはさせてもらい。もう一度商店会をどのように運営していくのか。皆で将来について話し合いの場を設けたいと思う。

令和6年12月吉日

諏訪通り商店街関係者 各位

商店街からの店舗情報提供のお願い

この度、商店街が新体制になり、システムであったり、事務手間の簡略化、デジタル化、会費の集金方法、広報等々の見直しを図りたいと思っています。つきましては改めて店舗情報に関する提供をお願いしたいと思いますのでご協力お願い致します。

【店舗情報の提供のお願い】

お配りしている「商店街のススメ」に店舗情報を既存店舗も含め改めてご記入下さい。支社支店の場合、商店街と連絡が取れる担当者(店長若しくは事務担当者)をお願い致します。記入の仕方が分からない場合はアドバイザーか商店街事務局までご連絡下さい。

【会費の納入方法の変更について】※令和7年4月以降から切り替え

将来的に現金の取り扱いを廃止したいと思っております。またコロナ禍より銀行引き落としに変えた店舗に関しては5年の経過で引き落としを更新しなければなりません。「会費ペイ」への切り替えをお願い致します。直接の銀行振り込みは一年払いのみ対応致します。

現在の会費の納入の仕方を教えて下さい。

【LINEもしくはメールアドレスを教えてください】

回覧板が現在、紙での対応になっています。試験的にデジタル回覧板の導入に際し、LINE公式アカウントの登録、若しくはメールマガジンにて配信したいと思っています。事務の簡略化へのご協力をお願い致します。会議を簡略化し、ご意見をスマホから頂けるようになることも目標です。

上記の達成後の目標

- ご意見、ご要望の集約
- 商店会費の引き下げ
- 引き下げによる街路灯の立川市への移管
- 新規入会の促進
- 店舗への売り上げの貢献(デジタル化による広報の充実)

役員の成り手不足、コロナ禍での脱会、商店街イベントの縮小化が現在深刻な状況に続いております。店舗の経営を行いながらボランティアでの会への協力は難しいと考えています。しかしながら、商店街の所有する街路灯の維持管理を行わなければならない状況で事務の簡素化を図りながら時代に合わせた商店街運営を目指したいと思っております。「駅前に灯りと安心安全を」「商売繁盛」をきっかけに商店街が出来た歴史と成り立ちがあります。商店街へのご理解ご協力を何卒宜しくお願い致します。

諏訪通り商店街振興組合 事務局 新理事長 桑川敏男

TEL : 09040936626 LINE ID : kumekawa1040

入会までの流れ

- 1 インターネットからHP参照
LINE公式アカウント登録をお願い致します。
- 2 初回面談
気軽に商店会に対するご質問を頂ければ幸いです。
- 3 本入会
情報提供の仕方や会費ペイを含めた支払い方法。LINE登録を行い入会となります。



入会の特典 メリット



共同広告事業に参加出来ます
商店街連合会の主催する共同広告事業に参加が出来ます。
※広告媒体により掲載出来ない業種もあります。
広告に関しては商店会としても相談に乗りますので是非ご提案下さい。

各種イベントへの参加



諏訪祭り・名画座映画祭・立川楽市・くるりんスタンプラリー・市内イベント他。
皆さんの提案次第で諏訪の森公園広場や柴崎中央公園も借用してイベントも行えます。
加盟してビックイベントの実施を！

商店街加入者特別資金の申請



融資申し込みには申込資格があります。
詳しくは立川市産業文化スポーツ部産業振興課までお問い合わせを tel:042-528-4317

たちかわの輝く個店

当商店街から多くの受賞店舗、推薦店舗が送り出されています。店舗の魅力を最大限に



商店街の景観を守り、
維持管理に努めます。

商店街所有の装飾灯やアーケード、フラッグ、倉庫、舗装道路の維持管理を行っています。又、公共施設との連携を図り景観事業に取り組んでいます。

※商店装飾灯は商店街の出資で設置されています。



諏訪神社例大祭
提灯イルミ事業
景観事業

名画座通り映画祭
各種イベント事業
立川市との連携

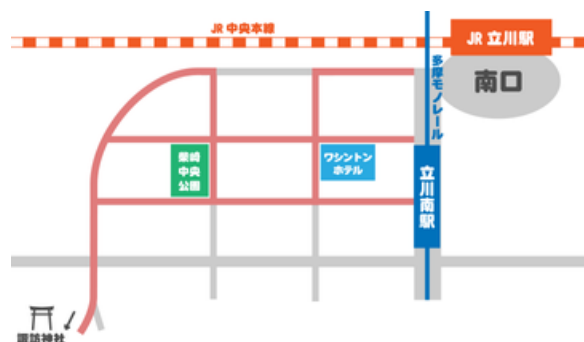


商店装飾灯の管理
防犯活動事業
舗装道路維持管理

稚児行列
他団体との連携事業
参道を守る商店会



諏訪通り商店街エリア図



問い合わせ先

- 190-0001
東京都立川市柴崎町2-3-18 桑川ビル4F
- 090-4093-6626(事務局 桑川敏男)
042-522-2210 (株式会社 大丸組)
- daimaru0406@au.com
- suwadori.com

ごあいさつ

当商店街はＪＲ立川駅南口を背に多摩都市モノレールを境に西側に位置し近年予備校や飲食店、素敵なショットバーそして美容室などが立ち並ぶ勉学に励み空腹を満たしお洒落を楽しむ街に変貌しています。

さて、当組合は、昭和39年商店街振興組合法が制定され発足しお陰様で立川一の老舗商店会です。組合の歴史は戦後米軍基地の駐屯で物資流通や娯楽特に映画館が繁栄し多くの店舗の出店が有り先人有志の皆さんが若かりし頃、お互い寄合、東京都でいち早く法人化しています。

私たち当組合の活動は多岐に亘り様々な事にチャレンジをさせて頂きました。立川を代表する寺社仏閣の参道商店会の役割も担っています。また店舗の前の歩道を灯している（街の灯り）の電気料や街路灯維持の為に費用は商店街が負担しています。更により良い商店街を築く為の諸費用、道路の維持管理の為、故に、個人負担軽減の為組合としてはより多くの組合員のご参加をお願いしています。時代の変革と共に当商店街もシステムを変え、今後の活動に関しても広い見識の中で運営していく所存です。皆様方には時代にあったお知恵、ご助言を賜りたいと切に想う次第でございます。

つきましては、商店街活動の必要性をご理解の上、私たち組合にご入会くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に、私たち商店街にご出店くださいました皆様のご商売が繁盛することをお祈りいたします



加入申込書

諏訪通り商店街振興組合 理事長 桑川敏男 殿

諏訪通り商店街への加入を申し込みます。

申込日 令和 年 月 日

※分かる範囲でご記入頂きますようお願い申し上げます。

店 舗 名	
店舗 住所	立川市
本店 住所	
代表者名	
店長名・責任者名	
店舗電話番号	
店舗FAX番号	
携帯番号	
銀行口座名	
E-mail	
LINE ID	
URL	http://

会員の種類 ① 正会員 ② 特別会員

※上記のどちらかに○をしてください。

※加入に必要な諸費用は①の場合入会金3000円若しくは店舗規模によって特別会費となります。

●会費の納入方法●

納入方法	1. 集金 = ① 毎月 ② 年一括 ③ その他
	2. 振込 = ① 毎月 ② 年一括 ③ 引き落とし
振込先(口座番号)	多摩信用金庫/南口支店 諏訪通り商店街振興組合 普通 NO.3057629



※重要 来年度の会費回収方法変更につきまして

2024年10月吉日
諏訪通り商店街理事会
桑川 敏男

現状

口座引き落とし

今後

→ 複数支払い対応の会費ペイへ

会員管理・決済システムなら



切り替える理由

- 1、現在の口座引落としは、5年に一度更新の手続きが負担となっている。
- 2、会員様の会費名簿と口座引き落としの照会作業に負担がかかっている。
- 3、回覧板等の連絡手段が手配りしかなく、配達の手間が負担となっているため。

切り替えることで改善されること

- 1、会費ペイでは更新がないため、更新の手間が発生しなくなります。
- 2、会員様ごとに引き落としが管理されるため、照会作業も不要となります。
- 3、会費ペイよりメールアドレス宛に一斉で回覧板等の連絡をすることができ、環境にも優しいです。

会員様のメリット

- 1、更新の手続きが不要になります。
- 2、口座振替、クレジットカード、コンビニ払いなどお支払いの方法の選択肢が増えます。
- 3、連絡をオンラインでタイムリーに受け取ることができます。



をお持ちの方はメール以外の連絡手段としてLINEグループも作成しますので、ご参加をお願いします。

会費ペイの登録方法につきまして

【手順書】

1. 以下のURLにアクセスして下さい。
https://www.kaihipay.jp/forms?form_code=?????
2. メールアドレスを入力し、会員登録用URL送信してください。
3. 届きました会員登録用URLにアクセスしてください。
4. 入会フォームに必要事項を入力してください。
(・氏名・店舗名・メールアドレス・決済方法)
5. 登録完了です。



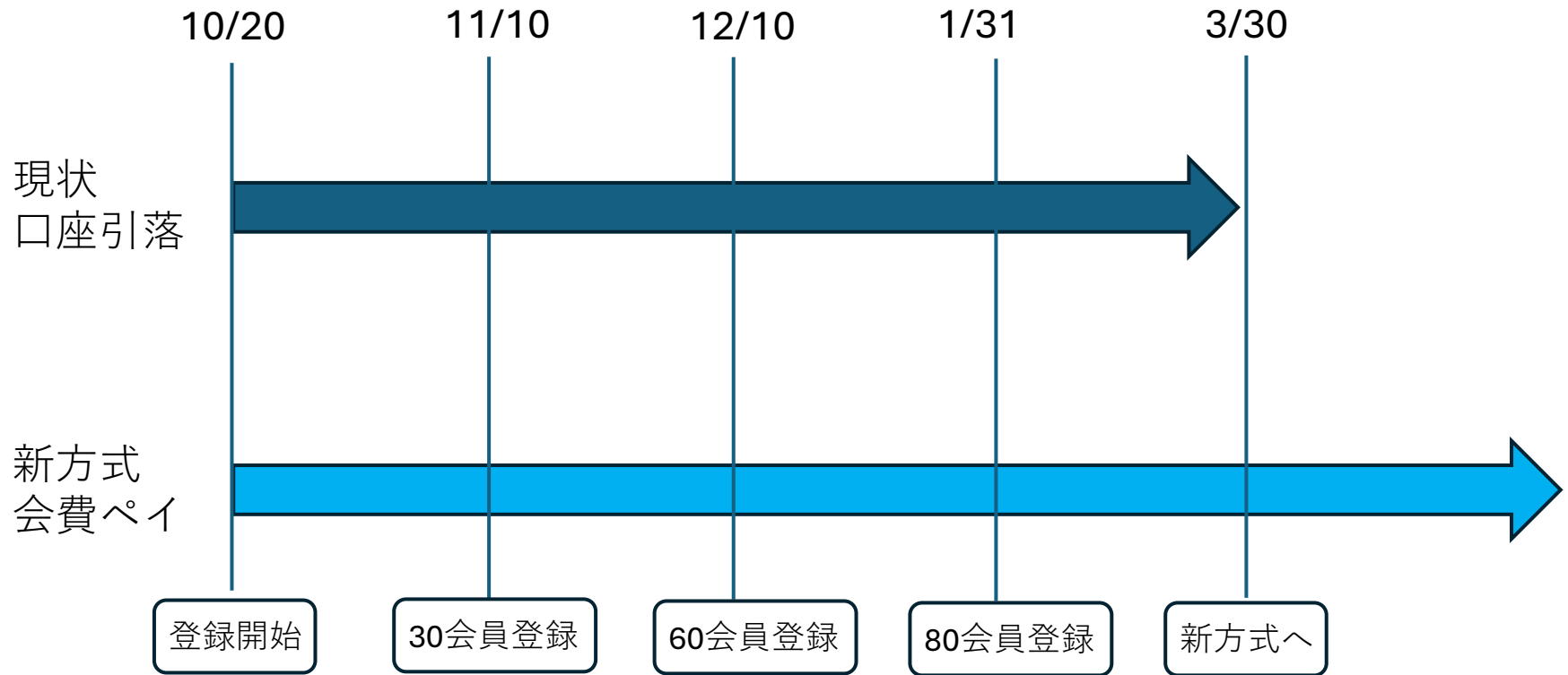
LINEをお持ちの方は右のQRコードからグループに参加をお願いします。



ご安心ください！

登録が不安の方がいましたら、立川市商店街連合会ITアドバイザーの萬田が無料で**お店で登録作業を一緒にお手伝いします！**

スケジュールにつきまして



萬田

登録お手伝い

ご自身で登録できる方はさっそくご登録をお願いします。
登録が不安な方はぜひ一緒に登録しましょう！
連絡先：050-3747-0500（萬田）

すずらん通り及び諏訪通りの地域と連携した取組に関する確認書（案）

立川駅南口のまちづくりは、平成 27 年 3 月に土地区画整理事業が完了した後、平成 28 年 12 月 1 日に立川南口商店街連合会が「立川南口まちづくり宣言」を公表し、「歩いて楽しめるまち」を基本コンセプトに、「誰もが安全快適に利用できる歩行者重視のまち」を地域の目標に掲げている。また、その実現のため、令和 5 年 11 月 27 日に立川南口まちづくり協議会他 9 団体が、「すずらん通り・諏訪通り植栽変更についての要望書」を市に提出している。

立川市（以下「甲」という。）並びに立川南口すずらん通り商店街振興組合、立川南口西通り西会商店会及び諏訪通り商店街振興組合（以下併せて「乙」という。）は、それらまちづくりの経過を踏まえ、住民や来街者が快適にまちを回遊できる環境や人々の出会いや交流を生み出すにぎわいのある都市空間の創出に向けて、次のとおり確認書を締結する。

（目的）

第 1 条 この確認書は、前文に規定する目的を達成するため、甲及び乙が、相互に連携を図りながら次条以降の取組を進めるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（植樹^{ます}木の撤去及び舗装）

第 2 条 甲は、すずらん通りの植樹木の一部（別添 1 位置図のとおり。）を撤去し、撤去後の箇所をインターロッキングブロック舗装で整備を行うものとする。

（沿道の環境整備）

第 3 条 乙は、すずらん通り及び諏訪通りの植樹木の撤去及び撤去後の箇所におけるインターロッキングブロック舗装の全線整備（諏訪通りは市道 1 級 1 号線から市道 1 級 23 号線間、別添 2 位置図のとおり。）に向けて、沿道の店舗に対し、民有地側での緑の創出を働きかけるとともに、立川市路上違反広告物撤去活動推進員による活動など、置き看板、のぼり旗等の違法放置等物件（以下「違法放置等物件」という。）を歩道に置かせない取組を行うものとする。

（効果の調査）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による整備箇所において、整備前後で歩行者の車道通行量、乱横断等の増減の調査を行い、整備後の効果を確認するものとする。この場合において、前条の規定による働きかけの効果及び歩道の違法放置等物件の状況確認を合わせて行い、調査の結果を取りまとめて、令和 7 年 6 月 30 日までに甲に提出するものとする。

（効果検証）

第 5 条 甲は前条に規定する調査の結果に基づき、効果検証を行うものとする。

（全線整備の検討）

第 6 条 甲は前条に規定する効果検証に基づき、すずらん通りの植樹木の一部撤去の効果が確認できたときは、すずらん通り及び諏訪通りの全線整備に向けて検討を進めるものとする。

（意見等の対応）

第 7 条 甲及び乙は、市民、来街者等からこの取組に対する意見等が寄せられた場合は、相互に協力しながら対応するものとする。

(沿道の環境整備の維持及び向上)

第8条 乙は、全線整備された場合においても、沿道の民有地側での緑創出の働きかけ、違法放置等物件を歩道に置かせない取組等を継続し、沿道の環境整備の維持に努めるとともに、空間のにぎわい創出や滞在環境の向上に取り組むものとする。

(中長期の取組)

第9条 甲及び乙は、相互に情報交換を密にし、中長期の視点に立って、立川駅南口の東西の回遊軸の構築に向けて、検討を進めるものとする。

(その他)

第10条 本確認書に定めのない事項又は本確認書の運用に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、本確認書の証として、本書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲 立川市泉町 1156 番地の 9
立川市
代表者 立川市長 酒井 大史

乙 立川市柴崎町 3 丁目 6 番 5 号
立川南口すずらん通り商店街振興組合
理事長 五十嵐 陸夫

立川市柴崎町 2 丁目 2 番 26 号
立川南口西通り西会商店会
会長 小澤 清富

立川市柴崎町 2 丁目 3 番 18 号
諏訪通り商店街振興組合
理事長 糸川 敏男